

議案第 19 号

名張市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

名張市地域学校協働活動推進員設置要綱を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

1. 制定理由

本市において地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、及び地域を創生するため、社会教育法の規定により委嘱する名張市地域学校協働活動推進員の設置について、必要な事項を定めるものである。

2. 制定内容

名張市地域学校協働活動推進員の趣旨、活動、委嘱等について規定する。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

名張市地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、及び地域を創生するため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項の規定により、教育委員会が委嘱する名張市地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 推進員は、担当する地域において、次に掲げる活動（以下「活動」という。）を行うものとする。

- (1) 地域の教育課題の解決のための総合的な連絡、調整に関する活動
- (2) 地域又は学校の教育活動への支援、企画及び参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会（名張市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第1号）第1条に規定する学校運営協議会をいう。）その他関係団体との連携、調整に関する活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める活動

2 推進員が担当する地域（次条において「担当地域」という。）は、小学校区及び中学校区を単位とする。

(委嘱等)

第3条 推進員は、次の各号いずれにも該当する者のうちから、担当地域を校区に含む小学校又は中学校の学校長からの推薦により教育委員会が適当と認めた者を委嘱する。

- (1) 活動の推進に熱意及び識見を有すること。
- (2) 学校の実情及び教育方針への理解があること。
- (3) 地域の住民、学校、関係者等と協力し活動を円滑に推進することができること。

2 推進員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 教育委員会は、推進員の辞職等により減員が生じたときは、その補充に努めなければならない。ただし、第1項の規定により新たに委嘱された推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進員の責務)

第4条 推進員は、本市の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 推進員は、活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 推進員の身分は、活動又はその周知の用途以外の用途に使用してはならない。

(推進員の解嘱等)

第5条 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該推進員を解嘱することができるものとする。

- (1) 推進員から辞任の申出があったとき。
- (2) 推進員としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 活動を著しく怠ったと認めるとき。
- (4) 活動に必要な適性を著しく欠くと認めるとき。
- (5) 心身の故障のため、活動を継続することが困難と認めるとき。
- (6) その他推進員を委嘱することが適当でないと認めるとき。

(推進員会議)

第6条 教育委員会は、次に掲げる事項についての協議等をするための会議（次条において「推進員会議」という。）を開催し、推進員に出席を求めることができるものとする。

- (1) 活動、教育課題等についての情報交換に関すること。
- (2) 教育課題等についての研究、協議、提言等に関すること。
- (3) その他推進員の活動に必要なこと。

(庶務)

第7条 推進員及び推進員会議に関する庶務は、教育委員会事務局文化生涯学習室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(推進員の任期の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される推進員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。